

補助対象とする外国人材の在留資格

在留資格	特定活動の詳細	該当例
高度専門職	/	/
経営・管理		
法律・会計業務		
医療		
研究		
教育		
技術・人文知識・国際業務		
企業内転勤		
介護		
興行		
技能		
特定技能		
技能実習		
特定活動（表2）		
告示特定活動	5号の1, 2	ワーキングホリデー
	9, 12号	インターンシップ
	16, 17, 20, 21, 22, 27, 28, 29号	EPA
	32号	建設就労者
	33号	高度専門職の配偶者の就労
	35号	造船就労者
	37号	情報処理就労者
	42号	製造業務就労者
	46号	大卒者でN1以上の日本語力を有する者
	告示外特定活動	「技能実習」「特定活動（外国人建設就労者（32号）、外国人造船就労者（35号）」で、特定活動への在留資格変更をされた方